

区市町村特定目的借上公共 賃貸住宅補助金交付要綱

5住開都第363号

平成5年9月30日

改正 6住開都第1830号 平成 6年 6月23日
7住開都第1994号 平成 7年 4月 1日
8住開都第5605号 平成 8年 8月30日
9住開都第 955号 平成 9年 4月 1日
10住開都第 332号 平成10年 4月 8日
18都市住地第866号 平成19年 3月 8日

第1 通 則

区市町村特定目的借上公共賃貸住宅に係る補助金の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)によるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

第2 目 的

この要綱は、特定目的借上公共賃貸住宅制度要綱(平成6年6月23日付建設省住建発第50号。以下「制度要綱」という。)に基づき、区市町村(以下「事業主体」という。)が行う特定目的借上公共賃貸住宅の供給事業に対し、事業主体の財政負担を軽減するため、助成策を講じることにより、住宅に困窮する者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定目的借上公共賃貸住宅 土地所有者等が所有し、事業主体及び事業主体が財産を提供して設立した民法第34条の法人が借り上げて管理する賃貸住宅で、管理人(制度要綱第2第9号に準ずる。)である世帯の居住の用に供するためのものをいう。
- (2) 基準家賃対策 事業主体が特定目的借上公共賃貸住宅の入居者の家賃負担を軽減するため、制度要綱第18の規定に基づき算定される金額を助成することをいう。

第4 補助の対象及び額

基準家賃対策を実施する事業主体に対し、家賃対策補助として、事業主体が行う基準家賃対策に要する費用から制度要綱第20に定める補助金額(以下「国庫補助相当額」という。)を控除した額の2分の1(ただし、所得が60万1千円を超える管理人にあっては1年間に限り4分の1)以内を補助する。

第5 補助金の交付申請書及び交付決定

- 1 この要綱に基づく補助を受けようとする事業主体の長は、別記様式第1による補助金交付申請書に係る書類を添えて知事に申請しなければならない。
- 2 前項の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し別記様式第2に

よる補助金交付決定通知書により事業主体に通知するものとする。

第6 実績報告

事業主体の長は、補助事業が完了したときは、別記様式第3による補助金実績報告書により速やかに補助事業の実績を報告しなければならない。

第7 補助金の額の確定

知事は、事業主体の長が提出した実績報告書の内容を審査し、また必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が関係法令補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第4による補助金額確定通知書により事業主体の長に通知するものとする。

第8 補助金の交付時期及び方法

補助金は、原則として事業完了後、別記様式第5による請求書での請求に基づき交付するものとする。

第9 承認事項

事業主体の長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第6による事業の中止・廃止承認申請書により、あらかじめ知事に届け出て承認を得なければならない。

第10 補助金の交付の決定の取消等

1 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更等により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 前項の規定により、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる場合は、事業主体が次の一に該当すると認められる場合に限る。

- (1) 偽りその他不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業中止し、又は廃止したとき。
- (3) この補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
- (5) この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、又は関係法令に違反したとき。
- (6) 事業内容及び事業費並びに事情の変更により補助金が減額となったとき。

第11 残存物件

1 事業が完了した時に、機械、器具、仮設物その他備品及び材料が残存(以下「残存物件」という。)するときは、残存物件調書を提出し、この補助事業と同種の他の補助事業に使用することを認めた場合を除き、当該物件の残存価格に都の負担率を乗じて得た金額を返還するものとする。

2 補助事業が完了したときにおける残存物件を継続して同種の他の補助事業に使用する場合は、別記様式第7による残存物件継続使用承認申請書により知事の承認を受けるものとする。

第12 補助金の返還

第10の補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第13 違約加算金及び延滞金

第12の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次の(1)から(5)までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。

- (1) 違約加算金(100円未満の場合は除く。)は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した金額)につき年10.95%の割合で計算する。
- (2) 延滞金(100円未満の場合は除く。)は、納期限の翌日から納期の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95%の割合で計算する。
- (3) (1)の規定の適用について、補助金が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。
- (4) (1)の規定により加算金の納付を命じた場合において、事業主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- (5) (2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額とする。

第14 繰上償還等

1 東京都優良民間賃貸住宅利子補給助成制度要綱(平成3年7月23日付3住開民第82号)の第18又は第61の規定に基づき、融資金等の残額の全部又は一部を繰上償還する場合において、家賃限度額が従前の額を超えるときは、従前の額とする。

2 前項の規定により融資金及び利子補給金の繰上償還を行った者は、遅滞なく知事に報告しなければならない。

第15 補助事業の帳簿等の作成及び保管

事業主体の長は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類、その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、これを5年間保管しなければならない。

第16 管理義務

事業主体の長は、この要綱に基づく補助金の交付を受けたときは、補助事業の完成後においても、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ効果的な運営を図るよう努めなければならない。

第17 書類の様式

補助事業に関する書類は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 補助金交付申請書 | 別記様式第1 |
| (2) 補助金計算・実績集計表 | 別記様式第1 別紙1 |
| (3) 補助金計算・実績集計表(団地別内訳) | 別記様式第1 別紙2 |

(4) 補助金交付決定通知書	別記様式第2
(5) 補助金実績報告書	別記様式第3
(6) 補助金額確定通知書	別記様式第4
(7) 請求書	別記様式第5
(8) 事業の中止・廃止承認申請書	別記様式第6
(9) 残存物件継続使用承認申請書	別記様式第7

附則

- 1 この要綱は、平成5年9月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に「区市町村地域特別賃貸住宅補助金交付要綱」の適用を受けて建設及び管理を行っている地域特別賃貸住宅福祉型借上B型については、都が国の補助事業と連携した助成措置としているため、特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要領附則2の経過措置に準じた扱いとする。

附則(平成6年6月23日6住開都第1830号)

- 1 この要綱は、平成6年6月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に「区市町村福祉型借上公共賃貸住宅補助金交付要綱」の適用を受けて建設及び管理を行っている福祉型借上公共賃貸住宅については、都が国の補助事業と連携した助成措置としているため、特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要領附則2の経過措置に準じた扱いとする。

附則(平成7年4月1日7住開都第1994号)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 「区市町村地域特別賃貸住宅補助金交付要綱」を廃止する。なお、「区市町村地域特別賃貸住宅補助金交付要綱」の適用を受けた地域特別賃貸住宅B型福祉型及び地域特別賃貸住宅B型の管理人住宅の家賃対策補助は従前の扱いを行うものとし、補助申請は本要綱の別記様式により行うことができる。
- 3 この要綱の施行前に「区市町村福祉型借上公共賃貸住宅補助金交付要綱」の適用を受けて建設及び管理を行っている福祉型借上公共賃貸住宅の建設及び家賃の助成については従前の扱いを行うものとし、補助申請は本要綱の別記様式により行うことができる。

附則(平成8年8月30日8住開都第5605号)

- 1 この要綱は、平成8年8月30日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に「区市町村福祉型借上公共賃貸住宅補助金交付要綱」の適用を受けて建設され、又は管理されているものについては従前の例によるものとする。
- 3 特定借上・買取賃貸住宅制度要綱(平成7年4月1日付建設省住備発第10号)の規定による供給計画について建設大臣の承認を受けている特定借上・買取公共賃貸住宅については、「区市町村福祉型借上公共賃貸住宅補助金交付要綱」(平成5年9月30日付5住開都第363号)に基づく区市町村福祉型借上公共賃貸住宅とみなす。なお、建設費等補助及び家賃対策補助の適用については従前の例によるものとする。

附則(平成9年4月1日9住開都第955号)

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附則(平成10年4月8日10住開都第332号)

- 1 この要綱は、平成10年4月8日から適用する。
- 2 第4第4項の家賃対策補助に係る家賃の限度額に関する規定については、改正前の要綱に基づく特定目的借上公共賃貸住宅についても適用することができる。
- 3 第15の融資金及び利子補給金の繰上償還の規定の適用については、東京都優良民間賃貸住宅利子補給助成制度要綱の附則の2(1)によるものとする。
- 4 「区市町村福祉型借上公共賃貸住宅補助金交付要綱」(平成5年9月30日付5住開都第363号)は廃止する。

なお、同要綱の規定により、現に建設され、又は管理されている福祉型借上公共賃貸住宅については、なお従前の例によるものとし、福祉型借上公共賃貸住宅の建設及び家賃の助成に係る申請等については本要綱の別記様式により行うことができる。

附則(平成19年3月8日18都市住地第866号)

改正後の要綱は、平成18年4月1日から適用する。ただし、この要綱の適用日以前に管理開始している特定目的借上公共賃貸住宅については、改正前の要綱第4第4項の規定は、なおその効力を有する。